

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松 井 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 松井 道夫
(コード番号：8628 東証第一部)
問合せ先：常務取締役 和里田 聡
TEL：03(5216)8650

定款の一部変更に関するお知らせ

松井証券は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 28 日開催予定の第 99 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役に優秀な人材を迎えることができるよう、また、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 24 条（取締役の責任免除）及び現行定款第 31 条（監査役の責任免除）の第 2 項に業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でその責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、第 24 条第 2 項の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 法令で定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、現行定款第 27 条（任期）の第 3 項に補欠監査役の選任の効力を 4 年とする旨の規定を、第 4 項に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期についての規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 28 日

以上

■ 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>② 退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>② 退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>④ <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>